**第24条　教育の指標例\***(JD仮訳)

　人間の潜在能力の全面的発達、自己の尊厳と価値の実感を通じて、障害のある人が自由な社会に効果的に参加できるようにする

**特質**

・　インクルーシブ教育制度

・　質の高い無料の初等・中等教育

・　高等教育、職業訓練、生涯学習へのアクセス

・　インクルーシブな教授法

**構造指標**

**24.1** 公立および私立のあらゆる教育レベルにおいて、障害のある生徒を含むすべての生徒のためのインクルーシブ教育を確保するために制定された法律**[[1]](#endnote-1)**。

**24.2**　いかなる教育の形態やレベル、研究分野、資格認定からも、障害を理由に人を排除する法律の規定がなく、あらゆる人が他の人と平等であること。

**24.3** インクルーシブ教育制度への移行に向けての教育省が主導する国家戦略／計画**[[2]](#endnote-2)**。

**24.4** 障害のある子どもたちの早期発見と、彼らが一般の学校に効果的に参加するための支援ニーズを把握するための事業が確立されていること。

**24.5**　職業・技術教育と生涯学習に関する国家戦略・計画(インフォーマルな学習と非フォーマルな学習(non-formal learning)を含む)。

**24.6** すべての教育レベルのすべての教員および職員に、インクルーシブ教育のための採用前及び採用後の研修を義務付けること**[[3]](#endnote-3)**。

**24.7** すべての学習者の学習ニーズの多様性を反映し、各学習者に合わせたカリキュラムの修正や調整を可能にするインクルーシブ教育基準が国のカリキュラムに含まれていること。

**24.8** 課外活動を含むすべての教育環境と教材**[[4]](#endnote-4)**に、全国的なアクセシビリティ基準が確立され、適用されていること。

**24.9** 障害を理由とするものも含め、教育環境における暴力、体罰、いじめ、ハラスメントを禁止する法律が制定されていること。

**プロセス指標**

**24.10** 幼児教育事業に出席している3～5歳の子どもの割合（ユニセフのMICS指標）。性別、年齢、障害別に集計。

**24.11** 以下の設備等が利用可能な学校の割合　(a)電気、(b)教育を目的としたインターネット、(c)教育を目的としたコンピュータ、 (d)障害を持っている学生のための適切な設備・教材、 （e)基本的な飲料水、(f)男女別の基本的なトイレ、(g)基本的な手洗い施設(WASH指標の定義別）**[[5]](#endnote-5)**（SDG指標4.a.1）。

**24.12** 生活技術に基づくHIVおよびセクシュアリティに関する教育を、障害のある生徒にも同様に提供する学校の割合（ユネスコ指標）。

**24.13** いじめ、体罰、ハラスメント、暴力、性差別および虐待を経験した生徒の割合（ユネスコ指標）。性別、年齢、障害、教育機関の種類別（公立／私立、初等／中等／高等／職業）に集計。

**24.14** 教育レベル別および資金提供元別の生徒一人当たりの教育支出（ユネスコ指標）。性別、年齢、障害別に集計。

**24.15** 特別支援学校の数と比較した一般学校の数。

**24.16** 個別教育計画、支援策、その他の配慮**[[6]](#endnote-6)**を受けている障害のある生徒の割合。性別、年齢、障害及び地理的区域別に集計。

**24.17** 手話言語による教育を受けているろうの生徒の割合。

**24.18** 一般の教育施設で雇用されている認定手話言語通訳者の割合。

**24.19** 容易にアクセスできる形式の教材を利用している視覚障害のある生徒の割合。

**24.20** 過去12か月に学校教育や学校教育以外の教育に参加している若者又は成人の割合（性別ごと）（SDG指標4.3.1）および障害別に集計。

**24.21** インクルーシブ教育および合理的配慮の提供のための研修を受けた、すべてのレベルの教員および学校職員の割合。

**24.22** 障害のある教員の割合。性別、年齢、障害、マイノリティまたは先住民としての帰属、および雇用されている教育機関の種類別に集計**[[7]](#endnote-7)**。

**24.23** インクルーシブ教育を推進し、インクルーシブ教育を提供する義務、インクルーシブ教育を受ける権利、および社会にとってのその利益を知らせる、学生、教育スタッフ、家族、一般市民を対象とした意識向上キャンペーンや活動。

**24.24** 一般の環境でインクルーシブ教育を受ける障害のある人の権利を確保するために配分された予算を、隔離・分離された教育環境（一般学校でも特別学校でも）に配分された予算と比較。

**24.25** 教育とその改革に関連する法律、規則、政策、事業の設計、実施、監視に向け、障害のある人の代表組織を通じての関与を含めて、障害のある人、とくに障害のある子どもが積極的に関与するために実施された協議プロセス**[[8]](#endnote-8)**。

**24.26** 障害を理由とした差別を訴える教育権に関する苦情および／または障害のある子どもや成人に関係する苦情で受理されたもののうち、調査・裁定を受けたものの割合と苦情を訴えた者の利益となるように裁定されたものの割合、さらに後者のうち政府および／または責任を負う者（例：私立学校）によって遵守された裁定の割合。苦情解決の制度別に集計。

**成果指標**

**24.27** 一般の初等・中等・高等教育機関、職業訓練、生涯学習コースにおける、障害のある人の、未就学率、就学率、出席率、学年別進級率、修了率**[[9]](#endnote-9)**、および中途退学率。他の人と比較。性別、年齢、障害、マイノリティまたは先住民としての帰属、学年および教育レベル別に集計。

**24.28** (i)読解力、(ii)算数について、最低限の習熟度に達している次の子供や若者の割合(性別ごと）、(a)２～３学年時、(b)小学校修了時、(c)中学校修了時（SDG指標4.1.1）。障害、マイノリティまたは先住民としての帰属別に集計。(7.25に同じ)

**24.29**実用的な(a)読み書き能力、(b)基本的計算能力において、少なくとも決まったレベルを達成した所定の年齢層の人口割合（性別ごと）（SDG指標4.6.1）。障害、マイノリティまたは先住民としての帰属別に集計。

**24.30** ICTスキルを有する若者や成人の割合（スキルのタイプ別）（SDG指標4.4.1）。性別、年齢、障害別に集計。

**付属資料**

**\***障害者権利委員会のインクルーシブ教育の権利に関する[一般的意見第４号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/4&Lang=en)を参照。

(翻訳：佐藤久夫、曽根原純)

1. 教育のすべてのレベルには、幼児期、初等教育、中等教育、高等教育、職業教育、成人教育、生涯学習が含まれる。したがって、以下の要素を法律に盛り込むべきである。

- 障害者権利条約と整合性のあるインクルーシブ教育の明確な定義。

- 実際の機能障害またはあると想定される機能障害に基づく差別の禁止。

- 「拒否しない」条項。

- 合理的配慮と支援を提供する義務。

- 障害のある子どもを含むすべての子どもに対する責任が教育省にあることを明示すること。

- すべての学習者が母国語（手話言語、土着／少数民族言語を含む）で教えられる権利。 [↑](#endnote-ref-1)
2. このような計画には、インクルーシブ教育の推進のための啓発活動の一環として、教師、生徒、障害のある子どもの保護者とその他の保護者、そしてより広い地域社会を巻き込むための手段と、明確な目標、基準指標、対象範囲、時間枠が含まれていなければならない。 [↑](#endnote-ref-2)
3. 初等教育、中等教育、高等教育、技術・職業教育（tVET）、研修講師など、あらゆるレベルの管理スタッフや教員（体育教育、性教育などを含む）に研修が提供されるべきである。採用前研修とは、総合大学などでの教員養成コースを指し、そのカリキュラムにはインクルーシブ教育に関する必須コースが含まれるべきである。採用後研修とは、教員が教職学位を取得して専門職に就いた後に受ける教育や研修を指す。これには、専門能力開発研修、再教育コース、その他の教育研修の機会が含まれる。これらの必須コースでは、次のことに取り組むべきである。

- インクルーシブ教育の教授法（主に教員向け）。

- CRPDに基づく障害に対する人権アプローチ。

- 教室および学校環境のアクセシビリティ。

- 合理的配慮の提供。

- 障害のある生徒を支援するための適切な補完的・代替的なコミュニケーション方法、手段、様式、教育技術、教材の使用。 [↑](#endnote-ref-3)
4. この中には、建物、教室、図書館、体育館、運動場、食堂、衛生施設、交通機関、コミュニケーションの設備や形態などが含まれる。 [↑](#endnote-ref-4)
5. ここには手洗い場や生理対応の衛生設備などが含まれている。[www.unicef.org/wash/files/4\_WSSCC\_JMP\_Fact\_Sheets\_4\_UK\_LoRes.pdf](http://www.unicef.org/wash/files/4_WSSCC_JMP_Fact_Sheets_4_UK_LoRes.pdf)を参照。 [↑](#endnote-ref-5)
6. これには以下が含まれる。

- 適応されたおよび/または修正されたカリキュラム/評価。

- 支援機器。

- 拡大および代替コミュニケーションの方法、手段、様式。

- 支援者または支援動物による支援 [↑](#endnote-ref-6)
7. 公立／私立、初等／中等／高等／職業。 [↑](#endnote-ref-7)
8. この指標では、CRPD第4条3及びCRPD委員会の[一般的意見第7号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/7&Lang=en)に沿って、障害のある人に直接又は間接的に影響を与える問題に関する政策決定プロセスに障害のある人を関与させるために、公的機関が行った具体的な活動（協議の会合、技術的説明会、オンライン意見調査、法案や政策案への意見募集、その他の参加の方法と仕組み）を検証することを求めている。この観点から、国は以下のことを行わなければならない。

- 協議プロセスを透明でアクセスしやすいものにする。

- 適切でアクセス可能な情報を提供する。

- 障害のある人の団体が自由に意見を表明する際に、情報を保留したり、条件を付けたり、妨げたりしない。

- 登録されている組織と登録されていない組織の両方を含める。

- 早期かつ継続的な参加を確保する。

- 参加者の関連費用を負担する。 [↑](#endnote-ref-8)
9. 障害のある人が個別の教育計画の下で、生徒に合わせた具体的な目標を含む教育レベルを達成した場合も、修了に含まれるべきである。レベル修了の証明書を提供し、他の人と平等に進学できるようにしなければならない。 [↑](#endnote-ref-9)